

# 參考資料



## 1. 生物多様性ふくおか戦略(仮称)策定検討委員会設置要綱

### (目的)

第1条 「生物多様性ふくおか戦略(仮称)」(以下、「戦略」という。)の策定にあたり、必要な事項を検討するため、「生物多様性ふくおか戦略(仮称)策定検討委員会」(以下、「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 戦略の策定に関する事項
- (2) その他委員長が必要と認める事項

### (委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民代表
- (3) その他、戦略策定のために必要な知識、経験を有すると認められる者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任をさまたげない。

### (委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、福岡市環境局温暖化対策部環境調整課で行う。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年3月9日から施行する。
- 2 平成23年3月31日までに任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

2. 戰略策定検討委員会委員名簿

	氏名	官職・所属
委員長	浅野 直人	福岡大学法学部
委員長代理	今田 長英	福岡大学大学院工学研究科
委員	荒井 秋晴	九州歯科大学
委員	小野 仁	日本野鳥の会福岡
委員	川口 栄男	九州大学大学院農学研究院資源生物科学部門
委員	佐々木 喜美代	財団法人福岡アジア都市研究所
委員	志賀 壮史	特定非営利活動法人グリーンシティ福岡
委員	薛 孝夫	九州大学大学院農学研究院環境農学部門
委員	服部 卓朗	NPO法人ふくおか湿地保全研究会
委員	平松 和昭	九州大学大学院農学研究院環境農学部門
委員	森 敬介	国立水俣病総合研究センター疫学研究部調査室
委員	矢原 徹一	九州大学大学院理学研究院生物科学部門
委員	矢部 光保	九州大学大学院農学研究院農業資源経済学部門
委員	横山 秀司	九州産業大学商学部観光産業学科
委員	和栗 百恵	福岡女子大学国際文理学部

(平成23年5月26日現在)

### 3. 戰略策定の経緯

日時	検討委員会	審議内容
平成 23 年 3 月 23 日	第 1 回「生物多様性ふくおか戦略（仮称）」策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生物多様性ふくおか戦略（仮称）策定検討委員会の運営について</li> <li>○生物多様性ふくおか戦略（仮称）の策定について</li> <li>○戦略策定にあたっての検討の進め方について</li> <li>○現状把握・解析の方向性と方法について</li> <li>○今後の進め方 - アンケート調査等について</li> </ul>
平成 23 年 5 月 26 日	第 2 回「生物多様性ふくおか戦略（仮称）」策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福岡市の生物多様性の現状と課題について</li> <li>○生物多様性ふくおか戦略（仮称）の理念・目標・方向性の検討について</li> <li>○市民アンケート、事業者アンケートについて</li> <li>○生物多様性ふくおか戦略（仮称）の関連計画について</li> <li>○第 1 回生物多様性ふくおか戦略（仮称）策定検討委員会の議事録について</li> </ul>
平成 23 年 7 月 21 日	第 3 回「生物多様性ふくおか戦略（仮称）」策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生物多様性ふくおか戦略（仮称）について（理念・目標・方向性の検討）</li> <li>○事業者アンケートの結果について</li> </ul>
平成 23 年 9 月 20 日	第 4 回「生物多様性ふくおか戦略（仮称）」策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第 3 回生物多様性ふくおか戦略策定検討委員会の意見対応について</li> <li>○市民アンケートの結果について</li> <li>○生物多様性ふくおか戦略の理念・目標、行動計画について</li> </ul>
平成 23 年 11 月 8 日	第 5 回「生物多様性ふくおか戦略（仮称）」策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第 4 回生物多様性ふくおか戦略策定検討委員会の意見対応について</li> <li>○生物多様性ふくおか戦略（仮称）素案について</li> </ul>
平成 24 年 5 月 2 日	第 6 回「生物多様性ふくおか戦略（仮称）」策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生物多様性ふくおか戦略（仮称）素案に対する意見と対応について</li> <li>○今後のスケジュールについて</li> </ul>

## 4. 戦略策定への市民意見

### (1) 実施の目的

生物多様性ふくおか戦略(仮称)の策定にあたり、市民との情報の共有を図り、意見を反映させるため、パブリックコメント手続きに基づいて素案を公表し、意見を募集。

### (2) 意見募集期間

平成 24 年 3 月 12 日(月)～平成24年 4 月 11 日(水)

### (3) 実施方法

#### 1) 素案の公表方法

「生物多様性ふくおか戦略(仮称)素案」を情報公開室、情報プラザ、各区広報担当課、入部・西部出張所において閲覧及び配布するとともに、福岡市ホームページに掲載。

#### 2) 意見の提出方法

意見書に氏名、住所を明記の上、閲覧・配布場所へ書面で提出の他、環境調整課宛の郵送、ファックス、電子メールにより受け付け。

### (4) 意見の提出状況と概要

1) 意見提出数 15名

2) 意見件数 69件

3) 意見の内訳

- ① 戦略のねらいと位置づけについて 15件
- ② 福岡市が目指すべき姿について 14件
- ③ 戦略の基本的方向について 16件
- ④ 各主体の役割について 6件
- ⑤ 多様な主体との連係と進行管理について 1件
- ⑥ 資料編について 3件
- ⑦ 戦略全体について 10件
- ⑧ その他 4件

### (5) 意見に対する対応

- ① 意見をふまえ修正 3件
- ② 意見をふまえ取り組む 3件
- ③ 意見を参考に検討 11件
- ④ 検討・実施の際に参考とする 18件
- ⑤ 意見はまとめている(既に掲載済み) 13件
- ⑥ 原案どおり 21件

## 5. 用語解説

### ア行

赤潮…15, 資－ 26, 51, 57, 99, 100, 104, 123

プランクトンの異常発生のために海水が変色する現象をいいます。原因となるプランクトンは鞭毛藻類や珪藻類、夜光虫などであり、はなはだしい場合は魚介類に被害を与えることもあります。

維管束植物…資－ 69

維管束と呼ばれる水分・養分を通す組織を有する植物の総称で、具体的には、シダ植物および種子植物(裸子植物、被子植物)をいいます。

栄養塩…6, 資－ 1, 26, 51, 82, 83, 103, 104, 109, 130, 132, 134

炭素、水素、酸素以外の、無機塩類として存在する植物の生命を維持する栄養分として必要な、リン、窒素、カリウム、ケイ素などの主要元素とマンガン等の微量元素のことをいいます。

エコツーリズム…資－ 22, 97, 110, 111, 130

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方をいいます。

エコトーン…15, 20

海と陸、森林と草原などのように、二つの生物群集が接する移行帶のことで、一般に、隣接する群集構成種が相互に混じり合ったり、競争関係にあったりしてエコトーンが形成され、生物の種類が豊富になっています。

エコパークゾーン…29, 資－ 50, 100

博多湾東部のアイランドシティ周辺や海岸を含むエリアのことで、各地域の特色を活かしながら自然環境の保全・創造に向けた取り組みが行われています。

温室効果ガス…資－ 53, 122

温室効果をもたらす気体の総称で、二酸化炭

素やメタン、フロンなどが代表的な温室効果ガスです。温室効果とは、地表面から放射され宇宙に逃げていく熱の一部を温室効果ガスが吸収し、再び地表面に放射することにより地表面を温室の中のように暖める効果をいいます。

### 力行

外来生物(外来種) …4, 17, 19, 20, 24, 27, 35, 資－ 54, 55, 56, 69, 99, 101, 102, 107, 127, 129, 134

ある地域に人為的(意図的又は非意図的)に導入されることにより、その自然分布域を越えて生息・生育することになる生物をいいます。外来生物の中には、生物多様性を破壊するものや、農林水産業、人の生命・身体への著しい影響などを生じさせるものがありますが、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっており、特に侵略的な外来生物ともいわれています。

河畔林…7

河川周辺の森林のうち、下流の氾濫原(洪水時に氾濫水に覆われる土地)にあるものと/orて、河畔林にはヤナギ類やハルニレなどが生育しています。

環境影響評価…資－ 128

大規模な事業や計画、政策などの人間行為が環境に及ぼす影響をあらかじめ回避・低減するため、事業者自らが予測・評価を行うことで自主的環境配慮を促すための制度をいいます。

環境基準…資－ 51, 101

人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい行政上の目標として、国が定めた具体的な数値基準のことをいいます。

福岡市環境配慮指針…12, 資－ 74

都市基盤整備事業や民間の開発事業などの事業を環境と調和のとれたまちづくりへ誘導するため、事業の構想・計画・実施にあたって、環境に配慮すべき事項を具体的に示したものです。

## **環境負荷…16, 資 – 102, 129, 131**

人が環境に与える負担のことをいい、単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで環境に悪影響を及ぼすものも含みます。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としています。

## **環境保全型農業…18**

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の投入を低減し、環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業をさします。

## **気候変動に関する政府間パネル(IPCC) …4,**

資 – 122

地球温暖化の実態把握とその精度の高い予測、影響評価と緩和策の策定を行うことを目的として、世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)の協力のもとに1988(昭和63)年に設立された政府間機構(組織)です。世界の第一線の科学者が参加しており、2007(平成19)年には地球温暖化に関する最新の科学的知見を取りまとめた「IPCC第四次報告書」が公表されています。

## **貴重種…資 – 42, 100**

一般には、固有性、希少性、立地依存性、脆弱性や学術上の重要性などからみて貴重と考えられる生物種をさします。希少種と同義語、または希少種・重要種などを総合的に表す語として使用されています。

## **汽水域…15, 20, 資 – 72**

河川などから流入する淡水と、海洋の海水とが混合して形成される中間的な塩分濃度の汽水が恒常に、あるいは季節的に存在する河口域や内湾のことをいいます。

## **光化学オキシダント…資 – 125**

自動車や工場などから大気中に排出された窒素酸化物や炭化水素などに、太陽の紫外線が作用することによって発生するオゾン、アルデヒドなどの酸化性物質の総称をいいます。光化学オキシダントの濃度が高くなると、目・のど・鼻を刺激しくしゃみや涙が出たり、のどの痛みなどを感じたりする場合があります。光化学オキシダント濃度が高い大気の状態をさして、光化学スモッグともいいます。

## **個体群…41, 資 – 69, 74**

ある地域に住む同種個体のすべてを含んだもののこと、地域の境界は研究目的に応じて任意的に決められることが多く、人為的にある場所に集められたものも個体群と呼びます。

## **サ行**

### **再生(自然環境の再生) …15, 16, 24, 25, 40, 資 – 14, 129, 130**

過去に損なわれた地域の生態系その他の自然環境を取り戻すことさします。

2002(平成14)年度に制定された自然再生推進法では、『自然再生とは、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻す目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者などの地域の多様な主体が参加して、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林その他の自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、又はその状態を維持管理すること』と定義されています。

## **在来種…20, 30, 資 – 101**

地域の環境条件に適応し、昔から存在した種類のこと、「郷土種」と同意です。

## **砂州…資 – 1**

一般には海岸や河口・湾口に発達する砂質の堆積地形のこと、地形学では砂嘴が発達して湾口を閉じたものをさしています。

**里地里山**…3, 4, 12, 18, 24, 資 – 72, 73, 74, 99, 100, 102, 126, 130

奥山自然地域と都市地域の中間に位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域概念です。

**湿地**…3, 18, 20, 資 – 4, 65, 125, 126

一般的には、ウェットランドの訳ですが、ラムサール条約では、第1条で「天然か人工か、永続的か一時的か、滯水か流水か、淡水、汽水、<sup>かんすい</sup>鹹水かを問わず、沼沢地、湿原、泥炭地または水域をいい、低潮時の水深が6mを超えない海域を含む」と定義しており、日本語の「湿地」という言葉のイメージよりかなり幅広い環境が含まれます。なお鹹水とは塩水のことです。

**消化ガス**…資 – 91, 109

自然エネルギーであるバイオマスのひとつで、下水処理の工程で出てくる下水汚泥を消化発酵して得られるメタンを中心とする可燃性のガスをいいます。有機性廃棄物(生ごみなど)や家畜の糞尿などを発酵させて得られる可燃性ガスの総称をバイオガスといいます。

**蒸散**…6, 資 – 80

高等植物の体内の水が気孔を通じて水蒸気として空中に排出される現象をいいます。

**照葉樹林**…18, 資 – 13, 67

シイ、カシ、タブなどの常緑の広葉樹が優先する森林をさします。

**食育**…23, 26

食育基本法では、「食育」を、『(1) 生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきもの、(2) 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるこ』と定義されています。

**植生**…18, 29, 資 – 1, 13, 60, 79, 102, 105, 106, 109

ある地表を覆っている植物的共同体の総称をいいます。その場のあらゆる環境影響に耐え、生き残って形成されている植物集団をさします。

**植物群落**…14, 24, 資 – 69

同じ場所で一緒に生育している、ひとまとまりの植物群をいいます。

**生態系**…1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 20, 21, 23, 24, 25, 39, 41, 資 – 14, 15, 16, 17, 26, 27, 42, 50, 57, 58, 59, 61, 66, 67, 68, 79, 80, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 126, 127, 128, 129, 130, 132, 134, 135

ある地域に生息・生育する生物群集と、水や炭素、日光などの無機的な条件の両方と、それらの関係を含むシステムのことで、エコシステムともいわれています。生物や物質の存在だけでなく、食う・食われるの関係や日光をめぐっての競争などの生物同士の関わりや、植物が気温や降水量に影響を与えるなどの生物と環境との関わりなどを併せていいます。

**生態系サービス**…2, 3, 9, 10, 21, 22, 41, 資 – 15, 16, 17, 26, 80, 99, 103, 118, 119, 120, 121, 124, 134

人々が生態系から得ることのできる便益のことで、栄養塩の循環や土壤形成、光合成などの「基盤サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」、食料、水、木材、繊維、燃料などの「供給サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」があります。

**生物多様性**…1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 16, 18, 19, 21, 22, 23, 25, 26, 27, 28, 29, 31, 39, 40, 41, 42, 資－4, 5, 7, 8, 14, 15, 30, 42, 57, 79, 95, 96, 99, 100, 101, 102, 103, 105, 107, 110, 111, 112, 114, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 128, 129, 130, 131, 132, 134, 135

生態系の多様性、生物種の多様性、種内の遺伝子の多様性の3つを併せて生物の多様性といいます。

生態系の多様性とは、様々なタイプの生態系が存在するということで、他の2つの多様性の基盤として、その重要性が指摘されています。

生物種の多様性とは、多くの種が存在するということで、環境の変動に対する安定性や、遺伝子資源としてその重要性が指摘されています。

遺伝子の多様性とは、同種の生物であっても、遺伝子レベルで様々な変異があることで、環境の変動に対する安定性や、薬品開発や作物の品種改良などに役立つ遺伝子資源としてその重要性が指摘されています。

**生態系ネットワーク**…20, 25, 39

エコロジカル・ネットワークともいいます。保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、生息・生育空間のつながりや適切な配置を考慮したうえで、これらを有機的につないだネットワークのことです。ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保の他、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化への適応策等、多面的な機能が発揮されることが期待されます。

**絶滅危惧種**…4, 14, 30, 36, 資－69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 102, 126

レッドリストにおいて、次の3つのカテゴリー(分類群によっては、IA類とIB類をまとめて絶滅危惧I種としています)に掲載されている種をさします。

【絶滅危惧 IA類】ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種。

【絶滅危惧 IB類】IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種。

【絶滅危惧 II類】絶滅の危険が増大している種。

現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧I類」のランクに移行することが確実と考えられる種。

**遷移**…18, 19, 資－13

生物群集の組成が時期とともに変化する過程をいいます。この移行(遷移)が進んで最終的に成立する群集を極相といいます。

陸上の場合には、植生の遷移にともない、土壤も変化します。植生は有機物を土壤に供給するため、両者の変化は互いに影響を受けながら進行します。

**創出(自然環境の創出)**…16, 17, 25, 26, 27, 29, 31, 資－5, 111, 132

緑地を増やすとともに、都市における生きものの生息環境、小生態系を整備するなど、積極的に都市の中に自然環境をつくり出すことをさします。

## タ行

**地球温暖化**…資－27, 53, 80, 84, 86, 99, 100, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 114, 115, 117, 122, 123, 129

大気中に微量に存在する二酸化炭素などの温室効果ガスは、太陽光線は透過しますが、地表面から宇宙へ熱として放射する赤外線の一部を吸収し、再び地表面に放射することにより、地球の温度のバランスを保つ働きをしています。しかし、温室効果ガスの濃度が増加すると、大気や地表にとどまる熱が増え、地球の気温が上昇していくことをいいます。

**地産地消**…26, 35

「地域生産－地域消費」を略した言葉です。消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者のつながりを深め、農林水産業の振興や地域資源を活用した地域の活性化を促進する取り組みのことです。

## 中・大型哺乳類…19, 資－126

シカ、サル、イノシシなど比較的大きな陸生の哺乳類を指します。

## 長伐期…7

木材生産する人工林において伐採までの期間が通常よりも長いことをいいます。長伐期施業により大径材が生産できるとともに、下層植生の発達により生物多様性の保全上の効果が期待されます。

## 特定外来生物…4, 資－54, 55, 102

生態系等に係る被害を及ぼし、または及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法(2004(平成16)年)によって規定された外来生物をさします。生きているものに限られ、卵・種子・器官などを含みます。同法で規定する「外来生物」は、海外からわが国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物をさします。

## ナ行

### 夏鳥…資－65

春から初夏のころにある地方へ越冬地から渡来て営巣・繁殖し、交尾・産卵・育雛を行い、秋季に再び温暖な越冬地へ去る渡り鳥をさします。冬鳥と意味的な対照を成し、日本ではツバメ、ホトトギスなどが代表的な例としてあげられます。

### 軟弱野菜…資－88

春菊、ネギ、ほうれんそう、小松菜など傷みやすく新鮮さが求められる野菜をいいます。

### 二酸化炭素…資－27, 53, 103, 123

赤外線を吸収する温室効果ガスの一つであり、地球の平均気温を15°C前後に保つのに寄与してきました。しかし、大気中の濃度の増加が温室効果を促進するおそれがあるとして、石油などの消費に伴う発生量の抑制対策、森林による吸収源対策、固定化技術の開発などが進められています。

## 二次草原…資－126

火入れ、採草や放牧など的人為的な行為により遷移が止められ、維持されている草原をいいます。

## 二次林…14, 18, 19, 資－57, 126

自然・人為のいかんを問わず、何らかの原因により植生が強くあるいは頻繁に攪乱された後に成立した二次遷移の途中にある森林をいいます。溶岩など土壌のない地盤に森林が成立していく過程とは異なり、土壌さえ残存していれば初めからカンパ類やマツ類などの陽樹が成長し、長い年月をかけて、やがて陰樹に置き換わり安定した森林(極相)となります。このような遷移を二次遷移と呼びます。

## ハ行

### バイオマス…資－17, 91, 107, 109, 132, 134

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものです。食品廃棄物や家畜排泄物などの「廃棄物系バイオマス」、稲わらや間伐材などの「未利用バイオマス」、トウモロコシなどの「資源作物」などに分類されます。主な活用方法としては、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用があるほか、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用などもあります。

### ヒートアイランド現象…7, 16, 25, 資－27, 84, 85, 105, 106, 135

都市活動におけるエネルギー消費の増大や緑地の減少などにより都心部の気温が上昇し、郊外に比べて高くなる現象をいいます。等温線を描くと都心部が島のようになることから、ヒートアイランド(熱の島)といわれています。

## ピオトープ…16, 26, 30

本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す専門用語ですが、日本では、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに新たに造成された生物の生息・生育環境空間を指す一般用語として用いられることが多くあります。

**干潟**…1, 15, 20, 24, 29, 資－14, 27, 50, 62, 65, 68, 71, 72, 73, 74, 78, 100, 102, 105, 106, 111, 126, 130

干出と水没を繰り返す平坦な砂泥底の地形で、内湾や河口域に発達します。浅海域生態系のひとつであり、多様な海洋生物や水鳥等の生息場所となるなど重要な役割を果たしています。

## ヒナモロコ…資－1, 74

国外ではアジア大陸東部に広く分布していますが、国内では九州のごく一部のみに分布している淡水魚です。分布状況からかつて九州が大陸と陸続きであったことを証明する魚といわれています。昭和40年代までは、博多湾と有明海湾奥部に注ぐ河川流域の平野部にいましたが、30年以上、福岡市内では見つかっていません。環境省のレッドデータブックでは絶滅危惧IA類(ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種)に分類されています。

## 貧酸素水塊…15, 資－51, 99

溶存酸素濃度が極度に低下した水塊のことです。水域の底層においては、微生物などが富栄養化によって増殖してプランクトンの死骸や水域に流入する有機物を分解するため、酸素を消費し、溶存酸素濃度が極度に低下します。水生生物が貧酸素水塊に長時間接することで死滅する等の被害が出ることがあります。

## 冬鳥…資－71, 102

ある地方へ秋季に渡来て越冬し、春季に去つて、夏季は寒冷な地方で営巣・繁殖する渡り鳥をさします。夏鳥と意味的な対照を成し、日本ではガンカモ類やツグミなどが代表的な例としてあげられます。

## 浮葉植物…20

水面に葉を浮かべ、水底に根を張った植物をいいます。水生植物の一形態。水面に浮かぶ浮葉と水中に沈む沈水葉(水中葉)の両方を持つものも含みます。オニバス、ヒツジグサ、ジュンサイ、ヒシ、ヒルムシロなどがあります。

## マ行

### ミレニアム生態系評価…3, 資－123

Millennium Ecosystem Assessment (MA)国連の主唱により 2001(平成13)年から2005(平成17)年にかけて行われた、地球規模の生態系に関する総合的評価のことです。生態系が提供するサービスに着目して、それが人間の豊かな暮らし(human well-being)にどのように関係しているか、生物多様性の損失がどのような影響を及ぼすかを明らかにしました。これにより、これまであまり関連が明確でなかった生物多様性と人間生活との関係がわかりやすく示されています。生物多様性に関する国際条約、各国政府、NGO、一般市民等に対し、政策・意思決定に役立つ総合的な情報を提供するとともに、生態系サービスの価値の考慮、保護区設定の強化、横断的取組や普及広報活動の充実、損なわれた生態系の回復などによる思い切った政策の転換を促しています。

## 藻場…15, 25, 資－68, 123, 132

大型の底生植物(海藻・海草)の群落のことで、魚介類の産卵場や餌場となるなど沿岸地域の生態系において重要な役割を果たしています。

## ヤ行

### 屋敷林…17

防風や防火などの目的で屋敷の周囲をとりかこむように植えられた樹林をいいます。

## 野草地…資－126

二次草原と同意です。人工草地と対比するような場合に使われることが多くあります。また、自然草原を含む意味で使用されることもあります。

**優占…資** – 103

ある生物種が生物群集において量的に特に多く生育・生息していることをいいます。例えば、シイが優占する森林をシイ林といいます。

## ラ行

**レッドデータブック…資** – 69, 78

絶滅のおそれがある野生生物のリスト(レッドリスト)及びそれらの生物の生息・生育状況を取りまとめた本をさします。

**レッドリスト…資** – 69, 77

絶滅のおそれのある野生生物のリストで、「絶滅危惧I類」、「絶滅危惧II類」などのカテゴリーにランク付けされています。全国的な観点から環境省が作成しているほか、都道府県等も各自の区域に生息・生育する種についてのレッドリストを作成しています。

## アルファベット、数字順

**BOD…資** – 52

水中に含まれる有機物が一定の条件下で微生物により生化学的に酸化分解されるときに消費される酸素の量であり、河川の水中に含まれる有機物の量を表す代表的な指標です。

**COD…資** – 51, 52, 82

水中に含まれる有機物が酸化剤により化学的に酸化されるときに消費された酸化剤の量を、それに相当する酸素の量で表現したものです。海域の水中に含まれる有機物の量を表す代表的な指標です。

**G I S…23, 資** – 129

電子化した複数の種類の地理情報をコンピュータ上で統合管理し、検索、編集、分析などをを行うことができるシステムです。

**NGO…資** – 113

貧困、飢餓、難民、環境などの地球的規模の問題に、非政府・非営利の立場から取り組む市民レベルの国際協力組織をいいます。

**NPO…15, 18, 19, 20, 28, 29, 31, 32, 39, 41, 42,**

**資** – 50, 100, 113, 129, 134

政府・自治体や企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで、医療・福祉、環境、国際協力・交流など社会的な公益活動を行う組織・団体をいいます。民間非営利団体、法人格を持たない団体、ボランティア団体を含みます。

## **生物多様性ふくおか戦略**

---

発行 平成 24年8月  
福岡市環境局環境調整課  
〒 810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1  
TEL 092-733-5389  
FAX 092-733-5592